

損害保険の話②

損害保険についていろいろな切り口をもってご紹介することはプレジャーボート安全運航の健全性を維持するうえでは必要なことと考えられます。これまで捜索救助や賠償の考え方などについて解説をさせていただきました。今回からは搭乗者（同乗者）の怪我について説明をさせていただきます。

搭乗者とはいわゆる船舶に同乗しているすべての「人」をさします。当然船舶の「乗員」「旅客」の双方を含みます。プレジャーボートの場合、船員登録をされている船舶はほとんどなく、ほとんど全てが搭乗者というくくりとなります。ヨットモーターボート総合保険の視点からは船舶の定員の合計が 15 名だとしても保険の「搭乗者傷害保険」に 10 名しか加入していない場合は 10 名分までしか適用になりません。何名分の保険に加入するのかは契約者が選択できるため必ずしも船舶検査証書の定員に合わせていなくても定員以下であれば引き受け、保険会社としては問題にしません。

ここで注意をしなければならないのは「飲酒」です。操船者が飲酒していて何らかの事故を発生させてしまった場合の保険の

適用はかなり厳しいものです。保険会社では「飲酒」の定義として特に血中アルコール濃度などで規定をしていません。言い換えると「酔っぱらっているかいらないか」は問われることがなく、単に「飲酒しているかいらないか」です。実際に存在した事案ですが、港内花火大会が 19 時開始のため、モーターボートは所有者が操船し、乗客 3 名を乗船させ 16 時頃所属マリーナを出港し、17 時頃開催港内に到着し漂泊しながら缶ビールを 1 本飲み干したのちに花火を鑑賞。20 時前に終了したため母港に帰港している最中、防波堤に乗り揚げ、モーターボートは船首破損に伴い水没。保険契約者でありモーターボートの所有者は顔面強打・骨折で病院に搬入されましたが、後に死亡。同乗していた 3 名の内 1 名は骨折入院、他 2 名は軽傷という事故がありました。この場合、保険会社として操船者が飲酒をしていた事実から「船舶自体に発生した水没損害事故」及びその損害にかかわるサルベージ費用及び契約者で操船者であるご本人の死亡傷害保険の支払いは一切行いませんでした。なお、同乗者の傷害事故は保険金の支払いの適用になりました。つまり、操船者は「酔っている・酔っていない」にかかわらず飲酒をした事実から保険金の支払いの対象には

ならないということは注意をしなければなりません。この事案の場合、ボートの所有者で保険契約者のご遺族は操船者がビールは飲んでいましたが、それは防波堤への衝突事故の 3 時間の前のことで当然「酔っぱらってはなかったはず」と主張を繰り返していましたが、結局飲酒の事実は曲げられず同乗者の証言があいまいであったことから「免責判断」は覆りませんでした。この場合、どの時点からの飲酒の事実が適用になるのかの明確な規定はないものの、一般的には定係留場所を出港する時点としています。

ヨットモーターボート総合保険約款抜粋

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、船体保険金を支払いません。

途中削除

④ 次のいずれかに該当する者が酒に酔った状態（注2）で被保険船舶を操縦している間または

薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー 等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している間に生じた損害

ア、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注3）

イ、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険船舶の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく

被保険船舶の借主（注3）

ウ、上記ア、およびイ、に定める者の法定代理人

エ、上記ア、およびイ、に定める者の業務に従事中の使用人

オ、上記ア、およびイに定める者の同居の親族

途中削除

（注1） 途中削除

（注2） アルコールの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態をいいます。以下同様とします。

（注3） これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

同乗者は「酔っぱらっていても・いなくても」乗船中に怪我を被ってしまった場合は「搭乗者傷害保険」の適用になります。さらに昨今ヨットモーターボート総合保険では同乗者に対しての賠償責任保険の適用外であることから、操船者が同乗者に対して法律的な賠償義務を負う場合には「賠償責任保険」の適用になるという特約を設ける保険契約が多くなってきています。

同乗者賠償責任補償特約

第1条（保険金を支払う場合）当社は、普通保険約款賠償責任条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）の①の規定にかかわらず、被保険船舶に搭乗している者（注）の身体を害することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、賠償保険金を支払います。（注）操縦者を含みます。

前出の操船者の飲酒による傷害事故の場合、同乗者から保険契約者に対して損害賠償請求があり、操船者の過失が認められれば支払いの対象になります。この「同乗者賠償責任補償特約」も実際に発生した傷害事故から傷害者が操船者に対して損害賠償請求を法廷で争い、裁判所が操船者に対しての法律的な賠償の義務を認めた事例から作られた特約です。

保険約款はある程度想定される傷害事故に対して適用する約款を設けていますが、年々傷害事故の性質が異なってきているので、都度、実際の傷害事故の現象を検証し、裁判結果などを鑑み

て約款の改定を行っています。つまり、保険の商品も年々変わってきているもので、保険会社としては商品の約款を改定することで保険金の支払いが極端に大きくなったり、特定の契約者に損益が集中しないように配慮をしています。

次のコラムでは「搭乗者の定義」について解説をします。